一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
株式会社ペンカン機工	群馬県太田市六千石町五番地一
日本ベンド株式会社	東京都大田区本羽田三丁目十四番二十一号
古林工業株式会社	大阪府大阪市西成区津守三丁目三番十七号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　炭素鋼製突合せ溶接式継手

(二)　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第七三〇七・九三号に分類される突合せ溶接式継手のうち炭素鋼製のもの

(三)　特徴　流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において、管と管を接続する等の用途に使用される配管部材であり、工場やプラント等配管が張り巡らされるあらゆる場所で用いられる。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ　TK Corporation（泰光ベンド）

ロ　Sungkwang Bend Co., Ltd.（聖光ベンド）

ハ　SBC Bend Co., Ltd.（三光ベンド）

ニ　HWAJIN PF Co., Ltd.

ホ　YOUNG IND. Co., Ltd.

ヘ　営口遼河機械管件有限公司（Yingkou Liaohe Machinery & Pipe fittings Co.Ltd.）

ト　営口市北方管件有限公司（Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.）

チ　営口宝唯管件有限公司（BNV Piping Products Co., Ltd.）

リ　河北圣天管件集団有限公司（Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.）

ヌ　河北渤海管道設備集団有限公司（Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.）

(二)　供給国　大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四　調査を開始する年月日　平成二十九年三月三十一日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成二十五年一月一日から平成二十八年九月三十日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日における当該貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は百パーセントである。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ　韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、当該調査対象貨物の生産費に当該調査対象貨物の原産国で生産された当該調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。

ロ　韓国を原産地とする調査対象貨物の本邦向け輸出価格については、当該調査対象貨物の国内販売価格から海上運送費用等を控除して算出し、中国を原産地とする調査対象貨物の本邦向け輸出価格については、当該調査対象貨物の輸入通関価格から海上運送費用等を控除して算出した。

ハ　イ及びロにより、韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物に係る平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、韓国を原産地とするものについては六十パーセントから八十パーセントの間となり、中国を原産地とするものについては十パーセントから三十パーセントの間となる。

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物の輸入量は、平成二十五年には二百五十一万六千二百九十四キログラムであったが、平成二十七年十月から平成二十八年九月までの期間においては二百八十一万七千四百十五キログラムに増加しており、当該期間における国内需要量に占める当該輸入量の割合も平成二十五年から増加した。

ロ　韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物の国内販売価格は、調査の対象となる期間を通じて、国産品の国内販売価格を常に下回り続けた。

ハ　イ及びロにより、平成二十五年から平成二十八年九月までの間において、国産品の販売量が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八　令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　平成二十九年八月十日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　調査終了の日

(三)　対質の申出についての期限　平成二十九年九月十一日